

(案)

資料  
令和4年度第2回子ども・子育て会議

# 東 金 市

## 子ども・子育て支援事業計画

---

【第2期 令和4年度改訂版】

(第3章 抜粋)



## ○東金市における計画見直しの必要性について

第2期東金市子ども・子育て支援事業計画については、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、就学前児童の教育・保育及び地域の子育て支援について、量の見込み（利用状況＋利用希望から推計）・確保の内容（利用定員の推計）を定めています。

令和4年度は計画の中間年にあたるため、令和4年3月に内閣府より「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」が次のとおり示されました。

### <見直しの要否の基準>

- 教育・保育の「量の見込み」については、令和3年4月1日時点の給付認定区分ごと（3号認定については0歳児と1・2歳児ごと。）の子どもの認定実績値が、市の計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合に、原則として見直しが必要。
- 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ見直しを行う。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮し、場合によっては令和5年度以降に見直しを行う。

東金市においては、教育・保育の量について、計画における量の見込みとのかい離があるため、令和4年7月5日開催の第1回子ども・子育て会議において協議し、令和4年度中に教育・保育の量の見込みの見直しを行い、併せて必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の見直しを実施することとしました。

## ○見直し数値の算定方法について

### (1) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保の内容」について

「量の見込み」については、計画策定時の調査等で求めたニーズ率を、令和2年度から令和4年度までの実績値の増減により修正し、算定しました。

「確保内容」については、計画策定時に見込んでいなかった施設の整備や廃止等による定員の変更に伴い修正をしました。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「供給量」について

令和2年度、令和3年度及び令和4年度上半期の実績値を基に、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し算定しました。

# 第3章 施策の展開

## 1 子ども・子育て支援サービスの全体像

現在の子育て支援関係のサービスの体系的な全体像を以下に示します。東金市ではこれらの事業を組み合わせながら、子育て支援策を展開しています。

なお、子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

根拠法等	給付の区分	事業名等	成長過程の関連性						
			妊婦	誕生期	乳児期	幼児期	小学校低学年	小学校高学年	中学生
子ども・子育て支援法	教育・保育給付	施設型給付				↔			
		1. 幼稚園				↔			
		2. 認可保育所			←→				
		3. 認定こども園			←→				
		地域型保育給付	4. 小規模保育			↔			
		5. 家庭的保育			↔				
		6. 居宅訪問型保育			↔				
	7. 事業所内保育			↔					
	地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援に関する事業	←-----→						
		2. 時間外保育事業(延長保育事業)			←→				
		3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業			←→				
		4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業			←→				
		5. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)					←→		
6. 子育て短期支援事業				←-----→					
7. 乳児家庭全戸訪問事業			←→						
8. 養育支援訪問事業等	←-----→								
9. 地域子育て支援拠点事業			←→						
10. 一時預かり事業			←→						
11. 病児(病後児)保育事業			←→						
12. ファミリー・サポート・センター事業			←-----→						
13. 妊婦健診	↔								

注) ←----→ は一定の要件が伴うものを表します。

## 2 教育・保育提供区域の設定

---

子ども・子育て新制度においては、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。（子ども・子育て支援法第61条第2項）

東金市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、市内全域を1区域として設定します。

## 3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

---

### （1）各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育施設の現在の利用状況及びニーズ調査から得られた利用希望、計画期間の児童推計数等により、教育・保育施設の利用定員等の見込み量と確保の内容を示します。

#### ○認定区分について

教育・保育施設等を利用するためには、東金市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は子どもの年齢と「保育の必要性」の有無によって3つに区分され、区分に応じて利用できる施設や事業が異なります。

#### ■ 1号認定・・・（幼稚園・認定こども園の利用）

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども。

#### ■ 2号認定[教育ニーズ]・・・（幼稚園・認定こども園の利用）

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、幼稚園の利用希望が強いもの。

#### ■ 2号認定[保育ニーズ]・・・（認可保育所・認定こども園の利用）

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち、認定こども園、保育所等を利用したいとするもの。（保育を必要とする子ども）。

#### ■ 3号認定・・・（主に認可保育所・認定こども園・小規模保育の利用）

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）。

※2号認定の[教育ニーズ]と[保育ニーズ]との区分は、量の見込みを算出するにあたっての便宜上の区分としたものです。量の見込みの人数実績では2号認定を受けた後、幼稚園利用に変更のあった児童数を教育ニーズに計上しました。

○量の見込みと確保の内容

(単位：人)

年度	年齢	認定区分	量の見込み ①		確保の内容 ②		需給体制 ②-①		
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	
令和2年度	3～5歳児	1号認定	645	610	1,207	1,207	562	597	
		2号認定							教育ニーズ
		保育ニーズ							
	0～2歳児	3号認定	0歳児	83	85	68	52	△15	△33
			1～2歳児	265	287	325	339	60	52
計			348	372	393	391	45	19	
令和3年度	3～5歳児	1号認定	606	571	1,137	1,207	531	636	
		2号認定							教育ニーズ
		保育ニーズ							
	0～2歳児	3号認定	0歳児	87	95	68	52	△19	△43
			1～2歳児	243	280	325	339	82	59
計			330	375	393	391	63	16	
令和4年度	3～5歳児	1号認定	554	520	1,051	1,152	497	632	
		2号認定							教育ニーズ
		保育ニーズ							
	0～2歳児	3号認定	0歳児	90	94	72	55	△18	△39
			1～2歳児	248	295	340	344	92	49
計			338	389	412	399	74	10	
《計画の見直し実施》			量の見込み ①		確保の内容 ②		需給体制 ②-①		
年度	年齢	認定区分	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し	
令和5年度	3～5歳児	1号認定	529	488	1,081	1,152	552	664	
		2号認定							教育ニーズ
		保育ニーズ							
	0～2歳児	3号認定	0歳児	94	89	72	55	△22	△34
			1～2歳児	256	285	340	344	84	59
計			350	374	412	399	62	25	
令和6年度	3～5歳児	1号認定	491	438	1,081	914	590	476	
		2号認定							教育ニーズ
		保育ニーズ							
	0～2歳児	3号認定	0歳児	98	85	98	67	0	△18
			1～2歳児	264	270	340	348	76	78
計			362	355	438	415	76	60	

※実績は令和2・3年度は12月1日、令和4年度は10月1日時点

## (2) 教育・保育施設及び地域型保育事業の実施状況

令和4年4月1日時点

教育・保育施設	幼稚園・・・・・・・・8園（市立7園、私立1園） 認定こども園・・3園（市立2園、私立1園） 保育所・・・・・・・・5園（市立3園、私立2園）
地域型保育事業	小規模保育 6か所

- 令和2年4月 市立保育所1園が幼保連携型認定こども園に転換
- 令和4年4月 市立保育所1園が幼保連携型認定こども園に転換  
私立保育所1園設置  
市立幼稚園1園廃止  
小規模保育1か所廃止

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容

第2期東金市子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制（供給量）の確保について、以下の①～④の項目のとおり報告します。

	項目	内容
①	事業概要	
②	計画期間における実施状況	令和2年度、3年度の実施状況
③	計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案	令和2年度、3年度、4年度上半期の実績と、実績を基に算出した令和4年度から6年度までの見直し案 ※表中令和4年度の上段は上半期の実績、下段は年間の見直し
④	今後の展開方針	令和4年度から6年度までの各事業の方針（予定）

## (1)利用者支援に関する事業

### ①事業概要

子ども及び保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報提供及び必要に応じて相談、助言等の援助を行う事業です。

### ②計画期間における実施状況

「安心して生み育てる子育て支援」を充実させるため、子どもや保護者の身近な場所で「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」を確保する機能を持つ「子育て世代包括支援センター」を開設しています。基本型を実施する子育て支援課に子育て支援コーディネーターを配置し、母子保健型を実施する健康増進課の保健師と連携して支援を行っています。

### ③計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案

(単位：設置数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	見直し	見直し
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
設置数計	2	2	2	2	2

・計画策定時に計画値を設定していないため、現設置数を計画値として記載。

### ④今後の展開方針

今後も関係機関と連携して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っていきます。

## (2) 時間外保育事業(延長保育事業)

### ①事業概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間により、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### ②計画期間における実施状況

市内の全ての認定こども園、保育所、小規模保育において実施しています。

### ③計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案

(単位：人)

1日あたり 利用人数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し
量の見込み	250	160	250	189	250	88	250	250	250	250
						176				
供給量	362		362		362	362	362	362	362	362

・計画とのかい離が大きいが、新型コロナウイルスの影響を受けていると想定されるため、見直しは行いません。

### ④今後の展開方針

保護者の労働時間の延長に伴い、利用する児童の利用時間が長くなっています。保育ニーズを勘案し提供体制を維持するとともに、今後も継続的に対応できるよう時間外保育担当の保育士等の確保をしていきます。



### (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### ①事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### ②計画期間における実施状況

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、東金市では新制度未移行幼稚園に通う低所得者世帯の子どもの給食費の一部（副食費）について補足給付を行っています。

#### ③計画期間における、量の見込みの実績値と見直し案

(単位：人)

補足給付 対象者	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し
量の見込み	10	22	10	11	10	5	10	10	10	10
						11				

・実績とのかい離が小さいため見直しは行いません。

#### ④今後の展開方針

低所得者世帯の子どもが新制度未移行幼稚園に通う場合でも、認可保育施設に通う子どもと同様の支援を実施していきます。

## (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### ①事業概要

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業への多様な事業者の新規参入の支援等を行うことで、教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業です。

### ②計画期間における実施状況

民間保育所や小規模保育事業の開設にあたって、事業開始前における相談、助言、各種手続きに関する支援等を実施しています。

### ③計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案

※計画値未設定

### ④今後の展開方針

多様な事業者からの相談・助言等の支援を行います。

## (5) 学童クラブ(放課後児童健全育成事業)

### ①事業概要

小学校に就学している児童で保護者が労働等により昼間在宅していない者に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

### ②計画期間における実施状況

学童クラブ13か所において小学6年生までを対象に実施しています。

### ③計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案

(単位：人)

利用実人数	令和2年度				令和3年度			
	計画		実績		計画		実績	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み	372	121	373	122	379	117	384	112
合計	493		495		496		496	
供給量	568				568			

(単位：人)

利用実人数	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	計画		実績		計画		見直し		計画		見直し	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み	376	121	341	101	371	122	336	109	374	123	316	106
合計	497		442		493		445		497		422	
供給量	568		568		568		568		568		568	

- ・各年度4月1日時点。
- ・令和4年度のかい離が大きいことから、量の見込みの見直しを実施。令和5、6年度の見直し案は、就学児童数（見込み）と過去3年間の全児童数に対する学童クラブの利用率の平均により算出。

### ④今後の展開方針

利用児童数に大きな変化が見られない学童クラブについては、現状の受け入れ態勢を確保し、児童の減少が予測される学童クラブは人数に応じた効果的な運営を検討していきます。

## (6) 子育て短期支援事業

### ①事業概要

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や、配偶者等の暴力により緊急に一時保護される場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護する短期入所生活支援（ショートステイ）事業と、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護する夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

### ②計画期間における実施状況

配偶者等の暴力により緊急に一時保護する必要がある場合は、その状況を適切に把握して県女性サポートセンターと連携して支援を行っています。

それ以外での一時保護又は夜間養護等については、養育が困難であるとの家庭相談が寄せられた場合に、児童相談所等の関係機関と連携して必要な支援が受けられるよう対応しています。

### ③計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案

※計画値未設定

### ④今後の展開方針

今後も、関係機関と連携し、児童等に対する必要な支援を行います。

## (7) 乳児家庭全戸訪問事業

### ①事業概要

保健師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握をする事業です。

### ②計画期間における実施状況

東金市の保健師、看護師、助産師が家庭訪問を実施しています。

### ③計画期間における、量の見込みの実績値と見直し案

(単位：人)

訪問数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し
量の見込み	300	308	305	275	310	138	315	268	320	255
						276				

・出生数が減少していることから、児童数の計画見直し案の0歳児数に合わせた計画値に修正を行います。

### ④今後の展開方針

東金市では、乳児家庭を全戸訪問することが可能な体制が整っており、今後も引き続き体制の維持に努めるとともに、特に支援が必要な家庭の早期発見、対応に努めます。

## (8) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

### ①事業概要

様々な支援・見守りが必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### ②計画期間における実施状況

養育支援訪問事業については、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師や保育士等が家庭訪問を実施し、養育に関する指導・助言等を行っています。令和2年度まで健康増進課で所管していましたが、令和3年度から子育て支援課が所管し、事業を委託して実施しています。

このほか、要支援児童及び要保護児童等の支援については、東金市要保護児童対策地域協議会の関係機関で対応しています。

### ③計画期間における、量の見込みの実績値と見直し案

(単位：人)

利用人数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し
量の見込み	—	72	—	19	—	8 48	—	48	—	48

・計画策定時に計画値を設定していなかったため、1か月あたりの平均利用者数を4人として見込み設定します。

### ④今後の展開方針

今後も、関係機関と連携し、引き続き対応を進めます。

## (9) 地域子育て支援拠点事業

### ①事業概要

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業です。

### ②計画期間における実施状況

東金市ではユニヴァーサル雙葉学園の子育て支援センター「ぽかぽか」や、東金市児童館の「のびのびハウス」において本事業に取り組んでいます。

### ③計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案

(単位：人)

年間延べ利用人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	計 画	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	
	実績と見直し	ユニヴァーサル 雙葉学園	803	1,068	414	14,000	14,000
				828			
		東金市児童館	3,875	3,950	5,513		
				11,427			
合 計	4,678	5,018	12,255				
供給量	計 画	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	
	実績と見直し	15,100	15,100	15,100	15,100	15,100	

・令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用人数が大幅に減少しましたが、令和3年度から令和4年度にかけて利用人数がもとの水準に戻りつつあり、それに伴い計画値との乖離が減少傾向にあるため、見直しは行いません。

### ④今後の展開方針

子育て世帯では核家族化が進み、周囲に頼れずに孤立し、子育て等に不安を抱えている等の相談が増加しているため、事業の周知を図り同世代の保護者のコミュニティーとなる本事業を継続していきます。

## (10) 一時預かり事業

### ①事業概要

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に、教育・保育施設等において、一時的に預かり必要な保護をする事業です。

施設に在籍していない子どもを対象とする一般型、幼稚園等に在籍する子どもを教育時間の前後や長期休業期間にその施設で預かる幼稚園型、利用児童数が定員に満たない場合にその範囲内で子どもを預かる余裕活用型があります。

### ②計画期間における実施状況

		幼稚園		認定こども園		保育所		小規模
		市立	私立	市立	私立	市立	私立	私立
令和2年度	一般型				1		1	
	幼稚園型	8	1	1	1			
	余裕活用型							3
令和3年度	一般型				1		1	
	幼稚園型	7	1	1	1			
	余裕活用型							4
令和4年度	一般型				1		2	
	幼稚園型	7	1	2	1			
	余裕活用型							4

※ 市立幼稚園は4、5歳児対象で実施し、令和3年度から2園で3歳児まで拡大。

### ③計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案

(単位：人)

年間延べ利用人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	計 画	42,000	42,500	42,500	42,500	42,500	
	実績と見直し	一般型	0	269	73	18,873	17,443
		幼稚園型	29,697	25,939	9,349		
		余裕活用型	339	448	247		
					494		
		合 計	30,036	26,656	19,378		
供給量	計 画	42,500	43,000	43,000	43,000	43,000	
	実績と見直し	一般型	1,100	1,200	1,600	2,160	2,160
	幼稚園型	40,900	41,300	41,300	41,300	41,300	
	余裕活用型	500	500	500	500	500	
	合 計	42,500	43,000	43,400	43,960	43,960	

- ・量の見込みは、令和2年度から4年度上半期までの実績と各施設供給量から推計しました。
- ・供給量は、令和4年度に私立保育所1園が開園したことにより増加しました。

### ④今後の展開方針

市立幼稚園2園で実施している3歳児の預かり保育については、実施園を拡大すべきか保護者のニーズを見極め検討していきます。

私立保育施設は引き続き事業を継続し、令和4年度に開設した私立保育所においても同事業を実施していきます。



## (11) 病児(病後児) 保育事業

### ①事業概要

病院・保育施設等に付設された専用スペース等において、病児又は病後児を看護師等が一時的に保育等をする事業です。

### ②計画期間における実施状況

平成24年度より病後児保育事業をりゅうクリニック「ちょこ丸」で実施しています。

### ③計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案

(単位：人)

年間延べ 利用人数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し
量の見込み	65	50	70	28	75	22 50	80	70	80	70
供給量	1,040		1,040		1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040

・かい離が大きいため量の見込みの見直しを実施。

### ④今後の展開方針

新型コロナウイルス感染症対策に伴い利用人数は減りましたが、今後も一定数の利用は見込まれるため、引き続き事業を実施していきます。

## (12) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

### ①事業概要

乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を提供することを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ②計画期間における実施状況

東金市児童館内にファミリー・サポート・センターを設置して、保育施設・学校等の送迎及び預かり、家庭での育児サポートなどの援助活動を支援しています。

### ③計画期間における、量の見込みと供給量の実績値と見直し案

(単位：件)

年間延べ 活動件数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し
量の見込み	490	500	490	553	500	328 614	500	500	500	500
供給量	640		640		640	640	640	640	640	640

・令和3年度は、計画に対して10%以上のかい離がありますが、本事業の活動件数は年度ごとにブレが生じること、また供給量が実績・計画を上回っているため、計画値の見直しは行いません。

### ④今後の展開方針

ファミリー・サポート・センター事業について、東金市における供給量の充足のため、今後も当該事業の周知を図り、提供体制の維持に努めます。

## (13) 妊婦健診

### ①事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、1. 健康状態の把握、2. 検査計測、3. 保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を医療機関に委託し、実施する事業です。

### ②計画期間における実施状況

東金市保健福祉センターにおいて、母子健康手帳の交付時に受診票を14回分交付しています。

### ③計画期間における、量の見込みの実績値と見直し案

(単位：人)

年間延べ 利用人数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し
量の見込み	3,360	3,575	3,410	3,174	3,470	1,256	3,520	3,000	3,580	2,850
						3,014				

・妊娠届出者数が減少していることから、児童数の計画見直し案の0歳児数を当該年度の妊娠届出者数とみなし、妊婦健診の平均受診率を乗じて算出。

### ④今後の展開方針

市においては、全ての妊婦が妊婦健診を受けることができる体制が整っているため、今後も引き続き体制の維持に努めます。

また、令和4年度より、妊婦健診の回数が頻回となる多胎妊婦に対し、追加で助成を受けることができる受診票5回分を交付しています。

## 5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

東金市では、幼保再編の方針として平成30年度末に策定した「東金市就学前児童施設の今後のあり方について」の中で、①潜在的待機児童が生じている保育所と、施設定員の充足率が低下している幼稚園との間の需給の不均衡、②各小学校区で幼稚園・保育所の双方のニーズを充たせていないこと、③施設の老朽化が進んでいることの3点を就学前児童施設の課題として挙げています。

その課題を解決する方策として「公立幼稚園・保育所の認定こども園への転換」と「公立施設の民間移行」を掲げており、認定こども園への転換については令和2年度から第5保育所が福岡こども園へ、令和4年度から第4保育所が豊成こども園として開園しました。令和6年度には市立の東金幼稚園・第1保育所を転換した民営の公私連携幼保連携型認定こども園の開園が予定されています。今後もこの方針に沿って、幼保連携型認定こども園への転換を本市の課題解決の手段として用いていくこととします。

ただ、すでにこの方針の策定にあたって前提とした就学前児童の数を大きく下回っている状況にあること、幼児教育・保育の無償化の影響があることも考慮しつつ、幼児教育・保育のニーズの動向を踏まえながら、柔軟に対応していくこととします。

### (2) 質の高い教育・保育提供の必要性に係る基本的考え方とその推進方策

「基本指針」の中で、子ども・子育て支援制度は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、国及び自治体はそれぞれの役割に応じて、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図ることが必要とされています。

これを踏まえ、東金市では先に挙げたような教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の提供により、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、保護者の負担や不安を和らげるための相談・情報提供等、地域のニーズに応じた総合的かつ質の高い子育て支援を行っていきます。

また、以下のような取り組みを通じて、質の確保及び向上を図っていきます。

- ① (4)に掲げる取り組みを推進し、幼稚園・保育所及び認定こども園と小学校との更なる連携に努めます。
- ② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の合同研修を含めた研修の充実により、職員の資質の一層の向上を図ります。
- ③ 幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者（幼児教育アドバイザー）の配置について検討します。
- ④ 千葉県の保育士処遇改善事業を活用して、私立保育所、私立認定こども園及び小規模保育事業の保育士の処遇改善を継続して行います。
- ⑤ 千葉県と協力しながら、教育・保育施設等に対する適切な指導監督、評価を実施します。

### **(3) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携の推進**

東金市における地域型保育については、小規模保育を中心に0～2歳児の保育ニーズの受け皿が整備され、待機児童の解消に大きな役割を果たしています。

地域型保育を利用する子どもの3歳児以降の教育・保育の場が、保護者のニーズに応じて継続的に提供されるために、「連携施設の確保に関するガイドライン」を策定することにより既存の地域型保育事業者が連携施設を自ら確保するにあたっての指針を示すことや、認可保育所への転換をしようとする地域型保育事業者への助言等、事業者の意向に応じた支援を行います。

### **(4) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進**

いわゆる「小1プロブレム」と呼ばれる現象が、全国的に課題として捉えられている中、子どもの発達と学びの連続性を確保するため、就学前児童施設と小学校との連携を図ることが求められています。また、平成30年度に施行された新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえながら、小学校教育へと滑らかに接続していく必要性が示されています。

東金市では、これまでも就学前児童施設と小学校の教職員による合同研修の実施等により相互理解や情報交換の場を設けてきました。今後も合同研修等を実施して両者の連携を推進するとともに、「接続期のカリキュラム千葉県モデルプラン」等も参考に、就学前児童施設と小学校の間のさらなる円滑な接続に向けた取り組みを進めるように努めます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

---

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等の利用料や、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付制度」が創設されました。

本制度の運用について東金市では、「子育てのための施設等利用給付」の給付申請に際し、申請書の取りまとめ等にあたって各利用施設と連携することで保護者の利便性を図るとともに、施設や保護者の錯誤による過誤請求や支払いを防止し、併せて保護者への支払いとなる「償還払い」により、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

なお、支給回数については年4回程度とし、保護者の経済的負担と請求書等の書類作成の事務的負担とがともに少なくなるように、バランスを取りながら実施していきます。

また、認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、千葉県に対し、施設の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行うとともに、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、千葉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 7 総合的な子ども・子育て支援施策の推進

### (1) 安心して出産・子育てができる環境づくり

出産や子育てに不安を持つ母親に対しての専門職による適切な助言や支援、健康診断などを行い、妊娠期から切れ目のない支援を実現することにより、安心して出産・子育てができる環境の整備を推進します。

#### 主な施策

母子包括支援事業	妊娠・出産期及びその後の子育て期を通して切れ目のない支援体制を整備するため、産前サポート事業としてのマタニティサロンや妊婦電話、産後ケア事業、多胎児家庭支援事業を実施します。
母子健康診査事業	医療機関委託の妊婦・乳児健康診査のほか、集団で実施する幼児健康診査等を実施し、各時期における疾病等の早期発見、保健師等の専門職による個別相談を行い、保護者の育児不安の軽減や虐待の早期発見に努めます。
母子健康相談・教育事業	乳幼児の健康増進と保護者の育児不安の軽減を図るため、専門職による各種相談・教室事業を実施します。小中学生等にむし歯予防や思春期健康教育など正しい知識の普及に努めます。

### (2) 就学前児童に対する教育・保育施設の整備

保護者や地域のニーズに応じて適切な教育・保育施設を整備していくことで、子どもたちがのびのび育ち、安心して子育てできる環境を実現します。また、指導方法の研修・研究を行うことで質の高い保育サービスを安定して供給できる体制を整えていきます。

#### 主な施策

幼稚園一般管理事業	幼稚園教育要領等を踏まえ、幼児一人ひとりの発達に応じたきめ細かな指導と教育環境の充実を図るため、質の高い教育の実践に向けた幼稚園教員の研修の充実に努め、関係機関と連携しながら一層の指導力向上を推進します。
幼稚園教育振興事業	充実した教育活動ができるよう各種教育環境の整備を推進します。
幼稚園保育補助事業	預かり保育について、幼稚園教育要領に規定した内容及び保育の受け皿としての機能・市民ニーズを踏まえながら充実を図ります。
保育所・認定こども園運営事業	公立保育施設の運営に係る事務を行います。保育士・保育教諭の人材確保や職員の働き甲斐のある環境づくりを推進します。
保育所・認定こども園施設維持管理事業	公立保育施設（保育所・認定こども園）の維持管理を適切に行い、安全な保育環境づくりをします。
保育委託事業	民間保育施設との協調など、多様化する保護者のニーズに対応しうる充実した幼児教育・保育の環境を整備します。
公立幼稚園・保育所の再編	就学前児童数や教育・保育ニーズの動向を踏まえ、公立と民間との役割分担も考慮しながら、市民のニーズを充足しうる公立幼保施設の再編を図ります。

### (3) 子育て世帯に対する様々な支援

乳幼児期から高校生までの、子育て全般に関する情報提供の支援や医療費の助成、特定の利用者に制限しない広く一般的に必要なとされる支援を推進していきます。

主な施策

子育て世代包括支援センター	子育て支援コーディネーターや保健師が子育て中のご家族からの様々な相談に対応します。
子育てガイドブックひろばや子育てアプリによる情報提供	子育てに関する行政の様々な情報などを発信します。
子ども医療費扶助事業	高校3年生相当年齢までの入院、中学3年生までの通院・調剤に対し、医療費の一部を助成します。
児童館運営事業	児童館において、様々な事業を行い、子どもの育ちや保護者同士の交流の場を提供し、子育て家庭への支援を行うものです。
放課後児童健全育成事業	小学校の放課後等に家庭保育が難しい児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、監護を行うことで児童の健全な育成を図ります。

### (4) 特別な支援を要する世帯に対する支援

全国的に増加傾向といわれている児童虐待や家族関係に関する課題に対し、早期の対応を可能にするため、関係機関との連携を強化します。

また、子どもの最善の利益を考え、社会的自立ができるように、きめ細やかな福祉サービスの展開や子育て、生活、就業への支援など総合的な対策を推進します。

主な施策

子どもの学習支援	ひとり親や生活困窮の世帯の中学生を対象に、高校への進学を目指した学習支援を行います。
子どもの貧困対策に関わる団体への支援	こども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりや食事の提供などの活動をする団体を支援し、啓発活動に取り組みます。
児童虐待防止に向けての取組	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、関係機関との連携を強化し、未然防止に努めます。

※主な施策については「東金市第4次総合計画」、「第3次東金市地域福祉計画・地域福祉活動計画」から引用しております。